

介護福祉士養成施設における「医療的ケア」の追加について（概要）

介護保険法等一部改正法により、平成27年度以降は介護福祉士がその業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったため、介護福祉士養成施設の養成課程においても、医療的ケア（喀痰吸引等）に関する教育を行うことが必要となったところ。

1. 教育内容・時間数

- 基本研修（講義形式・実時間で50時間以上）
- 演習 ※基本研修を修了した学生に限る。
 - ・ 喀痰吸引：口腔（5回以上）、鼻腔（5回以上）、気管カニューレ内部（5回以上）
 - ・ 経管栄養：胃ろう又は腸ろう（5回以上）、経鼻経管栄養（5回以上）
 ※併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施すること。
- 実地研修（可能な限り、実地研修又は見学を実施）※基本研修・演習修了者に限る。

2. 教員要件・教育の開始時期

(1) 教員要件

5年以上の実務経験を有する医師、保健師、助産師又は看護師であって、医療的ケア教員講習会等を修了した者

(2) 教育の開始時期

	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.1
4年制養成施設	届出				
3年制養成施設		届出			
2年制養成施設			届出		
1年制養成施設				届出	
(参考)福祉系高校(3年制の例)		届出			
(参考)特例高(3年制の例)	届出				

介護福祉士国家試験

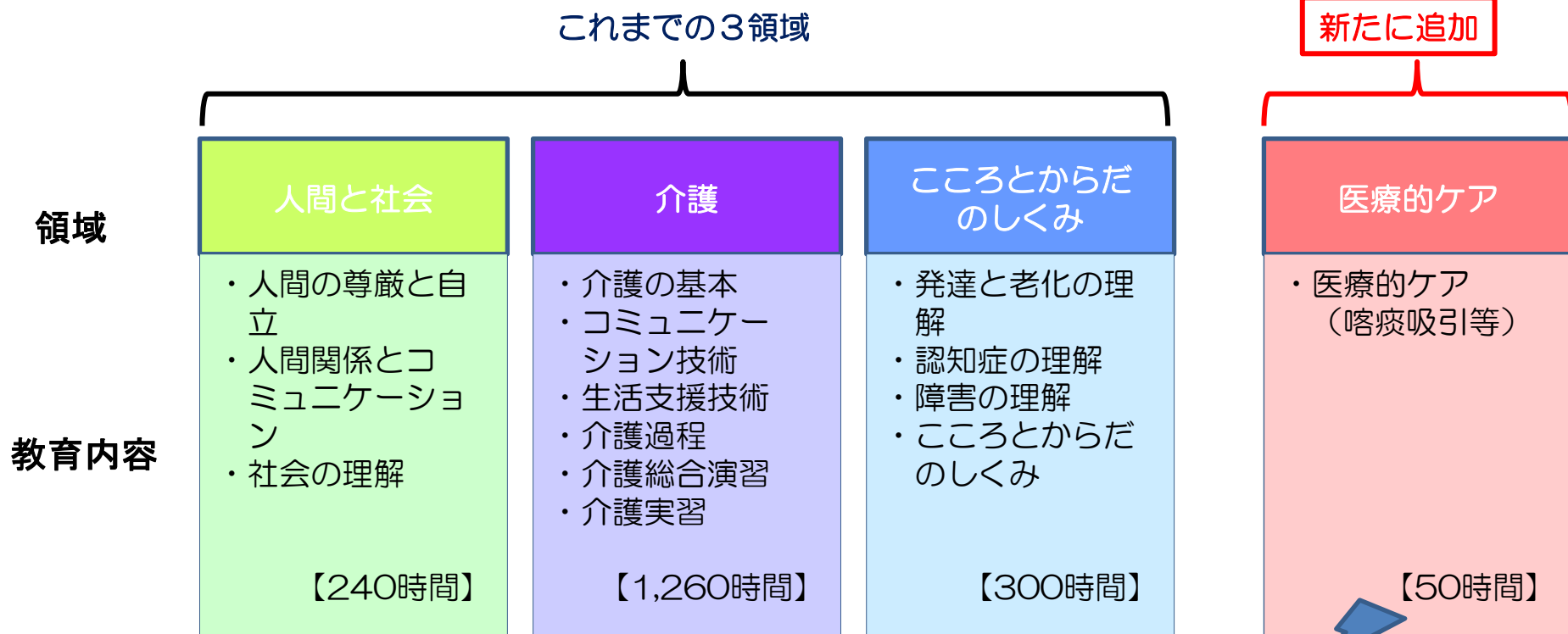
(注1)教育カリキュラムの変更届出は、変更があった日から1ヶ月以内に地方厚生(支)局に行う必要がある。

(注2)平成24年度の届出に関しては、医療的ケアを担当する教員について、医療的ケア教員講習会修了予定として届け出て差し支えない。

(注3)必要な機械器具及び模型は、「吸引装置一式」、「経管栄養用具一式」、「処置台又はワゴン」、「吸引訓練モデル」、「経管栄養訓練モデル」、「心肺蘇生訓練用器材一式」を必要数、「人体解剖模型」を1整備する。

なお、演習室等の改修・増設等を行う場合については、あらかじめ校舎の各室の用途等の変更の申請が必要。

養成課程における「医療的ケア」の追加について



領域	領域の目的		
医療的ケア	医療職との連携のもとで、医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。		
	教育内容	ねらい	教育に含むべき事項
	医療的ケア（講義50時間以上）	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④ 演習

「領域：医療的ケア」と「喀痰吸引等研修」～カリキュラム～

喀痰吸引等研修				医療的ケア		
1 基本研修	①講義	人間と社会	1.5H	⑪医療的ケア実施の基礎		
		保健医療制度とチーム医療	2H			
		安全な療養生活	4H			
		清潔保持と感染予防	2.5H			
		健康状態の把握	3H			
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	11H			⑫喀痰吸引(基礎的知識・実施手順)
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8H			
		高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	10H			⑬経管栄養(基礎的知識・実施手順)
	高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8H				
	②演習	口腔内の喀痰吸引	5回以上	⑭演習		
		鼻腔内の喀痰吸引	5回以上			
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上			
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上			
		経鼻経管栄養	5回以上			
救急蘇生法		1回以上				
2 実地研修	口腔内の喀痰吸引	10回以上	※引用:「社会福祉士施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」の別表1中、「教育に含むべき事項」ほか			
	鼻腔内の喀痰吸引	20回以上				
	気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上				
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上				
	経鼻経管栄養	20回以上				

※引用:「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(厚生労働省令)」の別表第一

		介護福祉士			介護職員等	
		医療的ケア			喀痰吸引等研修 (不特定多数の者対象)	H23たんの吸引等研修
		養成施設	大学等	福祉系高校		
カリ キュ ラム	講義	基本研修 (50時間以上)	基本研修 (50時間以上)	基本研修 (50時間以上)	講義 (50時間以上)	講義 (50時間)
	演習	○喀痰吸引 ・口腔内 5回以上 ・鼻腔内 5回以上 ・気管カニューレ内部 5回以上	○喀痰吸引 ・口腔内 5回以上 ・鼻腔内 5回以上 ・気管カニューレ内部 5回以上	○喀痰吸引 ・口腔内 5回以上 ・鼻腔内 5回以上 ・気管カニューレ内部 5回以上	○喀痰吸引 ・口腔内 5回以上 ・鼻腔内 5回以上 ・気管カニューレ内部 5回以上	○喀痰吸引 ・口腔内 5回以上 ・鼻腔内 5回以上 ・気管カニューレ内部 5回以上
		○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 5回以上 ・経鼻経管栄養 5回以上	○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 5回以上 ・経鼻経管栄養 5回以上	○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 5回以上 ・経鼻経管栄養 5回以上	○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 5回以上 ・経鼻経管栄養 5回以上	○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 5回以上 ・経鼻経管栄養 5回以上
		○救急蘇生法 1回以上	○救急蘇生法 1回以上	○救急蘇生法 1回以上	○救急蘇生法 1回以上	○救急蘇生法 1回以上
	実地 研修	○喀痰吸引 ・口腔内 10回以上 ・鼻腔内 20回以上 ・気管カニューレ内部 20回以上	○喀痰吸引 ・口腔内 10回以上 ・鼻腔内 20回以上 ・気管カニューレ内部 20回以上	○喀痰吸引 ・口腔内 10回以上 ・鼻腔内 20回以上 ・気管カニューレ内部 20回以上	○喀痰吸引 ・口腔内 10回以上 ・鼻腔内 20回以上 ・気管カニューレ内部 20回以上	○喀痰吸引 ・口腔内 10回以上 ・鼻腔内 20回以上 ・気管カニューレ内部 20回以上
		○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 20回以上 ・経鼻経管栄養 20回以上	○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 20回以上 ・経鼻経管栄養 20回以上	○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 20回以上 ・経鼻経管栄養 20回以上	○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 20回以上 ・経鼻経管栄養 20回以上	○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 20回以上 ・経鼻経管栄養 20回以上
		※人工呼吸器装着者は 別途実施。	※人工呼吸器装着者は 別途実施。	※人工呼吸器装着者は 別途実施。	※人工呼吸器装着者は 別途実施。	※人工呼吸器装着者は 別途実施。

「領域：医療的ケア」と「喀痰吸引等研修」～備品設備～

	介護福祉士			介護職員等	
	医療的ケア			喀痰吸引等研修 (不特定多数の者対象)	H23たんの吸引等研修
	養成施設	大学等	福祉系高校		
研修を実施する機関が備えるべき備品等	吸引装置一式	吸引装置一式	吸引装置一式	吸引装置一式	吸引装置 吸引用具一式
	経管栄養用具一式	経管栄養用具一式	経管栄養用具一式	経管栄養用具一式	経管栄養用具一式
	処置台又はワゴン (床頭台等でも可)	処置台又はワゴン (床頭台等でも可)	処置台又はワゴン (床頭台等でも可)	処置台又はワゴン (床頭台等でも可)	
	吸引訓練モデル	吸引訓練モデル	吸引訓練モデル	吸引訓練モデル	(シミュレーター) たんの吸引訓練モデル
	経管栄養訓練モデル	経管栄養訓練モデル	経管栄養訓練モデル	経管栄養訓練モデル	(シミュレーター) 経管栄養訓練モデル
	心肺蘇生訓練用機材一式	心肺蘇生訓練用機材一式	心肺蘇生訓練用機材一式	心肺蘇生訓練用機材一式	(シミュレーター) 救急蘇生人形
	人体解剖模型 (全身模型。分解数を問わず。)	人体解剖模型 (全身模型。分解数を問わず。)	人体解剖模型 (全身模型。分解数を問わず。)	人体解剖模型 (全身模型。分解数を問わず。)	人体解剖模型
留意事項	※レンタルによる対応、外部の学修先における備え付けも可				

「領域：医療的ケア」と「喀痰吸引等研修」～教員（講師）要件～

	介護福祉士			介護職員等	
	医療的ケア			喀痰吸引等研修 (不特定多数の者対象)	H23たんの吸引等研修
	養成施設	大学等	福祉系高校		
教員要件 講師要件	医師、保健師、助産師又は看護師	医師、保健師、助産師又は看護師	医師、保健師、助産師又は看護師	医師、保健師、助産師又は看護師	医師、保健師、助産師又は看護師
	医療的ケア教員講習会の修了者	医療的ケア教員講習会の修了者	医療的ケア教員講習会の修了者	指導者講習の修了者がのぞましい	指導者講習の修了者
	5年以上の実務経験	5年以上の実務経験	5年以上の実務経験		3年以上の実務経験
			5年以上の指導経験 (当面の間)		
その他の要件	外部招聘可	外部招聘可	外部招聘可		
				実務関連科目以外は、学識経験者で可	実務関連科目以外は、学識経験者で可

「医療的ケア教員講習会」について②

- 医療的ケアのねらい・教育内容等を理解させるとともに、喀痰吸引等を安全・適切に行うことができるよう、医療的ケアを担当する教員に対して、講習会の受講を義務付ける。

科目	目標	時間数
制度の概要	介護職員等による医療的ケアの実施に関する制度の概要についての知識を身につける。	1
医療的ケアの基礎	感染予防、安全管理体制等について基礎的知識を身に付ける。	1
喀痰吸引	喀痰吸引について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
経管栄養	経管栄養について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
演習	喀痰吸引及び経管栄養の演習に係る指導・評価方法を身に付ける。	3
合計		7

※ 実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について（平成23年10月28日社援第1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）